

ドメスティック・バイオレンス (DV) ストーカー行為などの被害者保護のために 住民票・戸籍の附票の請求を制限します。

DV、ストーカー行為などの被害者を保護するための支援措置として、加害者からの所在確認を目的とした、住民票、戸籍の附票の交付請求を制限出来ます。
この支援措置を受けられるのは、DV、ストーカー行為などの被害者で、警察などから支援が必要と認められた人です。

支援措置の内容

加害者からの住所確認を目的とした次の請求を制限します。

- 住民票の写しの交付
- 戸籍の附票の写しの交付
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

支援が実施されると

- 加害者からの交付請求を制限します。
- 第三者からの請求は、厳密な審査を行います。
- 代理人、使者、郵送の請求は受け付けません。
- 被害者本人が住民票などの交付を受ける場合は、本人確認の書類（写真が添付された公的機関発行の身分証明書など）を持参して頂きます。

手続きの流れ

